

第 1 回
新町名称候補選考及び
議会議員の定数任期小委員会
会 議 録

平成 16 年 3 月 30 日

十勝中央合併協議会

第1回新町名称候補選考及び 議会議員の定数任期小委員会

議事日程

第1回新町名称候補選考及び議会議員の定数任期小委員会
(平成16年3月30日 14時00分 開会)

日程第1	仮議長の選出	3分
日程第2	開会	3分
日程第3	会議録署名委員の指名	3分
日程第4	議案第1号 委員長及び副委員長の互選並びに委員長の職務を 代理する副委員長の順位の指定について	3分
日程第5	議案第2号 新町名称候補の選考方法について	6分
日程第6	議案第3号 小委員会の審議スケジュールについて	44分
日程第7	閉会	48分

会 議 録

第 1 回新町名称候補選考及び議会議員の定数任期小委員会

- 1 . 開催年月日 平成16年 3 月30日
- 2 . 招集の場所 幕別町役場 5 階会議室
- 3 . 開会 3 月30日 14時00分宣告
- 4 . 応集委員 全委員
- 5 . 出席委員 (8 名)
 - 委員長 幕別町 本保証喜
 - 副委員長 忠類村 杉坂達男 更別村 渡辺春雄
 - 幕別町 瀨瀨太郎 若原輝男
 - 更別村 赤津寛一郎
 - 忠類村 南山弘美 村上富二
- 6 . 欠席委員 (1 名)
 - 更別村 鈴木英治
- 7 . 事務局
 - 事務局長 金子隆司 事務局次長 阿部義昭
 - 総務広報班長 飯田晴義 総務広報班員 森範康 和田智旭
- 8 . 議案
 - 議案第 1 号 委員長及び副委員長の互選並びに委員長の職務を代理する副委員長の順位の指定について
 - 議案第 2 号 新町名称候補の選考方法について
 - 議案第 3 号 小委員会の審議スケジュールについて
- 9 . 会議録署名委員の指名
 - 幕別町 瀨瀨太郎 更別村 渡辺春雄
10. 傍聴人 (1 人)

議事の経過

(平成 16 年 3 月 30 日 14:00 開会)

[仮議長の選出]

局長(金子隆司) それでは、お手元の議事日程に従いまして進めさせていただきますので、よろしくお願いを致します。

日程第 1、仮議長の選出に入りたいと思います。

本日は第 1 回の小委員会でありまして、委員長が選任されるまでの間、慣例によりまして、年長の委員に仮議長の職務を行って頂きたいと存じます。

ご出席をされている委員のうち、幕別町の若原輝男委員が年長の委員であります。若原委員、仮議長席にお着き頂きますよう、お願い致します。

仮議長(若原輝男) ただ今、ご紹介を頂きました若原でございます。

議長さんが決まるまでの間、私が仮議長として職務を務めさせて頂きたいと思えますので、どうぞご協力のほど、お願いを致します。

[開会]

仮議長(若原輝男) それでは、委員の半数以上の出席がありますので、ただ今から、第 1 回新町名称候補選考及び議会議員の定数任期小委員会を開会致します。

直ちに本日の会議を開きます。

[会議録署名委員の指名]

仮議長(若原輝男) 日程第 3、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員に、幕別町の瀬瀬委員、更別村の渡辺委員を指名致します。どうぞよろしくお願い致します。

[諸般の報告]

仮議長(若原輝男) 事務局より諸般の報告を致します。

局長(金子隆司) 諸般の報告を致します。

本日の会議に、更別村の鈴木委員から欠席する旨のご連絡を頂いておりますので、ご報告を申し上げます。

以上でございます。

[議案第 1 号 委員長及び副委員長の互選並びに委員長の職務を代理する副委員長の順位の指定について・委員長の互選]

仮議長(若原輝男) 続きまして日程第 4、議案第 1 号「委員長及び副委員長の互

選並びに委員長の職務を代理する副委員長の順位の指定について」を議題に致します。

はじめに、「委員長の互選」を行います。

事務局に説明をお願い致します。

次長。

次長（阿部義昭） ご説明を申し上げます。

別冊の資料、1ページをお開き頂きたいと思います。

「十勝中央合併協議会小委員会規程」をお載せしてございます。第4条第2項に「委員長及び副委員長2名は委員の互選による。」とし、第5条第2項に「副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した順位により委員長の職務を代理する。」となっております。

以上でございます。

仮議長（若原輝男） 委員の皆様の互選ということですが、どのように選任するか、お諮りを致します。

はい、どうぞ。

委員（村上富二） 忠類村の村上でございます。

指名推薦でお願いしたいと思います。

仮議長（若原輝男） ただ今、指名推薦との発言がございましたが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

仮議長（若原輝男） 異議なしと認めます。

それでは、委員長の推薦をお願い致します。

村上委員。

委員（村上富二） 今日の会議を担当する事務局が総務広報班ということで、幕別の職員でございます。

従いまして、委員長さんになられる方との連絡調整というのが非常に大事になってきます。従いまして、幕別町の本保証喜委員をご推薦申し上げます。

仮議長（若原輝男） 幕別町の本保証喜委員のご推薦がありましたが、委員長に本保証喜委員を選任することに、ご異議ありませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

仮議長（若原輝男） 異議ありませんので、委員長に本保証喜委員が選任されました。

[議長交代]

仮議長（若原輝男） それでは、小委員会規程第5条第1項の規定により、委員長

が議長となりますので、本保委員長は正面の席にお着きください。

以上をもちまして、私の職務は終わりました。

ご協力を頂き、大変どうもありがとうございました。

(ご苦労様でしたの声あり)

[委員長挨拶]

議長(本保証喜) ただ今、本委員会の委員長に選任を頂きました幕別町の本保でございます。

本委員会に付託されております重要協定項目を鑑み、その責務の重大さを痛感しており、まさに身の引き締まる思いであります。もとより、その器ではございませんが、課せられました職責の重大さを肝に銘じまして、一身を呈して誠心誠意、その職責を果たす最大限の努力をしてまいりたいと決意を致しておりますので、どうか委員の皆様には特段のご指導、ご協力を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。一言、就任にあたってのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い致します。

(拍手あり)

[副委員長の互選並びに委員長の職務を代理する副委員長の順位の指定]

議長(本保証喜) それでは、引き続きまして、「副委員長の互選並びに委員長の職務を代理する副委員長の順位の指定」を行います。

先ほどの事務局の説明のとおり、副委員長2名も委員の皆さんの互選ということではありますが、どのように選任するかお諮りを致します。

村上委員。

委員(村上富二) やはり先ほどのようにですね、指名推薦でお願いしたいと思えます。

議長(本保証喜) ただ今、指名推薦との発言がございましたが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

それでは、副委員長2名の推薦をお願い致します。

村上委員。

委員(村上富二) 副委員長さんはですね、町村間のバランスもありますので、更別村の渡辺春雄委員さん、忠類村の杉坂達男委員さんをご推薦申し上げます。

議長(本保証喜) 更別村の渡辺春雄委員と忠類村の杉坂達男委員のご推薦がありましたが、副委員長に渡辺委員と杉坂委員を選任することで、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（本保証喜） 異議がありませんので、副委員長に渡辺委員と杉坂委員が選任されました。

それでは、副委員長の職務代理の順位を指定致します。

第1順位に杉坂副委員長、第2順位に渡辺副委員長と致します。よろしくお願いを致します。

杉坂・渡辺両副委員長は、副委員長席にお着き頂きたいと思います。どうぞ。

[議案第2号 新町名称候補の選考方法について]

議長（本保証喜） それでは、日程第5、議案第2号「新町名称候補の選考方法について」を議題と致します。

なお、協議・決定する項目が多いため、1項目ごとに事務局に説明させ、項目ごとに決定してまいりたいと考えますが、いかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（本保証喜） 異議がありませんので、項目ごとに説明させ、項目ごとに決定してまいります。

<候補の選考対象>

議長（本保証喜） それでは、「候補の選考対象」について、事務局に説明を求めます。

次長。

次長（阿部義昭） 番の「候補の選考対象」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案の説明に入ります前に、本小委員会に対する付託事項ならびに任意協議会における協議結果などにつきまして、ご確認をさせていただきますとともに、今後、名称を選考する上での決まりごとや先進事例など、全般的な事項について、ご説明させていただきます。

別冊資料の2ページをお開き頂きたいと存じます。

資料の、「小委員会の設置について」となっておりますが、第1回の法定協議会におきまして、本小委員会が設置され、付託事項として、「新町の名称」関係につきましては、「名称の公募に関すること、応募の中から候補の絞り込みに関すること、その他名称に関すること」の3項目が付託されております。

次に資料の3ページをお開きください。

資料として、任意合併協議会における名称関係の協議結果を載せたものがございますが、3番、新町の名称の項目、右の欄の調整方針と致しまして、「法定合併協議会移行後、一般公募により意見を募り、新町にふさわしい名称を決定します。」と決定されたところであります。

その右側、資料の4ページでございますが、資料として、3町村の沿革と町村

名の由来を載せてございます。後ほどご覧頂きたいと存じます。

5ページをお開きください。

資料 と致しまして、名称に関する行政実例等を載せております。

1の留意事項ですが、(1)としては、地名の表記は、差し支えない限り当用漢字もしくはこれに準じた字体を用いるとされております。

(2)ですが、知事は、名称の申請の際に、類似名称、もしくは不穏当なもの、または条例の議決が違法もしくは無効と認めるときは、不許可とできるとされております。

(3)ですが、新たな市の名称は、既存の市の名称と同一または類似することとならないよう十分配慮することとされております。

(4)ですが、地方公共団体の名称は、住民の日常生活に密着しており、重要であることから、名称の意味が不穏当なものや読み方の分からないもの、他の名称と類似していて郵便物配達等に混乱を生ずるおそれのあるものは不適當と思われるとされております。

(5)では、市町村の名称の例として、大多数が漢字を使用しており、平仮名、片仮名もあるとされていますが、記号やローマ字等の使用はありません。

(6)ですが、記号を用いたものは読み方ができないという点で不適當であること、ローマ字は日本の文字では無いということに注意する必要があるということになります。

次に、新町名称の取扱いの自治省照会事項を載せております。

質問の1ですが、(1)では、同じ表記で読み方が異なる場合は、「不可」との判断であります。

(2)では、異なる表記で読み方が同じ場合は、「可能」との判断であります。

(3)につきましては、市に限定されておりますが、同一または類似の町村が存在する場合は、現在も事例があることから、「可能」とされております。

質問2の項目では、外国語を日本語で表記した場合は、「可能」とされております。

質問の3では、略字の使用は可能、算用数字は、「不適當」とされております。

質問4では、通常の読み方と異なる読み方の場合は、読み仮名をふることで、「可能」。

さらに、質問5では、ふさわしくないものとして、公序良俗に反する名前、長過ぎる名前、現在使用していない漢字を使用した名前などが挙げられております。

6ページの後段になりますが、新町の名称に関する法令と致しまして、地方自治法の第3条部分を載せております。

資料7ページをお開き頂きたいと存じます。

名称公募に関する先進事例と致しまして、公募の範囲、応募方法、周知の方法、

公募期間、記載内容、応募制限、選定方法、選考の基準、懸賞の内容等について載せております。後ほどの協議に際しまして、参考として頂きたいと存じます。

11ページをお開き頂きたいと存じます。資料でございます。

新町の名称が決定して、3町村の枠組みでの法定協議会につきまして、人口、面積、公募範囲、応募数等を載せておりますので、ご参考にして頂きたいと存じます。

それでは、議案書にお戻り頂きまして、2ページをお開き頂きたいと存じます。

今回提案させて頂いております、各項目中の丸付き数字で記載されている事項につきましては、選択肢として掲げさせて頂いておりますので、これらの事項を取捨選択して頂きたいと思っております。

また、その他などという項目につきましては、選択肢として掲げさせて頂いた事項以外に、委員の皆さまからのご提案があれば記載して頂くということで、全項目にその他を設けさせて頂いたところです。

の「候補の選考対象」を例に申し上げますと、候補の対象として想定される選択肢としまして、先進事例を基に から まで掲げさせて頂きました。従いまして、ご審議にあたりましては、 から のいずれかを選択して頂くか、またはこれらの組み合わせによって、決定して頂きたいと考えているところでございます。

それでは、議案の中身に入らせて頂きますが、 の「候補の選考対象」につきましては、 の応募のあった名称が基本となりますが、これに加えまして、 の小委員会委員が提案した名称を選考対象とするか、否か。

さらに、 の応募された名称を小委員会で一部修正するか、否かについて、ご審議を頂きたいと存じますが、 の場合には、小委員会が提案した名称が最終的に新町の名称に決定される可能性がありますことから、このことの是非も考慮しなければならぬものと思われまます。

また、 の一部修正の場合におきましては、後ほどご審議を頂きます名付け親大賞、いわゆる懸賞等の資格があるかどうかについて、その点について考慮する必要があると思われまます。

以上でございます。

議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、ご意見を頂きたいと思っております。

南山委員。

委員（南山弘美） これは、二つのものを併用するという事は可能ですか。

議長（本保証喜） 次長。

次長（阿部義昭） 可能でございます。

ただし、先ほど説明の後段の方に申し上げましたように、 の部分につきましては、小委員会選考のものが候補の対象になる可能性とか、 の部分については、修正したものが、いわゆる最終的に選ばれた場合に、若干の考慮すべき部分があると

いう部分をご説明したところでございます。

議長（本保証喜） よろしいですか。

委員（南山弘美） はい。

議長（本保証喜） 若原委員。

委員（若原輝男） お伺いしますが、 の「応募のあった名称を小委員会で一部修正した名称」というのがありますけれども、このときに選考に挙がってきたときに、どちらを選択するかということは最終的なことなのでしょうけども、そのときには応募があった、本当の個人、一つの候補のあった名称だけを取り上げ、それから挙がってきた名称を小委員会で検討して、このように修正したら、なお、いいなという格好で修正したのと、二つ出てくるということもあり得るということですね。二つ組み合わせるということはですね。

議長（本保証喜） 事務局次長。

次長（阿部義昭） 確かにそのような場合も出てくるということで、二つの組み合わせの場合には、今、若原委員さんのお話のように、これをこのようにするともっと良いという部分の選考方法としては、出てくるということでございますが、ただ、今、現在の中では、まだ複数の形でいくかどうかについては、これからご審議を頂くという内容でございますので。

以上でございます。

議長（本保証喜） どうぞ、若原委員。

委員（若原輝男） 先ほど、ちょっと次長さんからの説明の中で、名付け親などを当選者に選考するとき、ちょっと の方が問題になるようなおそれがあるというお話しがありましたので、その分については、応募者の該当者選考のときに決めればいいことではないのかな。より、いい名称を付けようとする、 と と ぐらいを組み合わせると選んだ方がいいなと、私は思うのですけれども。

議長（本保証喜） 今、若原委員の意見では、 と を組み合わせの方が、より、よろしいのではないかと、こんな意見があったところでございますけれども、ほかの委員さんの意見も伺いたいと思います。どなたか。

南山委員。

委員（南山弘美） 広く選択肢をとということになると、私は と が。

議長（本保証喜） と を組み合わせるという意味ですか。

委員（南山弘美） はい。

議長（本保証喜） 南山委員。ちょっと理由をちょっとお知らせ頂きますか。

委員（南山弘美） 一つは、応募のあった名称。これは にもあるわけなのですが、これを採択すると。それから、小委員会もこの限りだと。それから一部修正もあると。この3本。

議長（本保証喜） そうですか。ほかにどなたか、ご意見ございませうか。

赤津委員。

委員(赤津寛一郎) これは 番から 番までのを一つに絞るというふうに理解するのですか。

議長(本保証喜) そうです。

赤津委員。

委員(赤津寛一郎) だとすると 番です。

議長(本保証喜) 番ね、はい。

今、意見が三通りほど出ておりまして、ほかにご意見がありましたら。

瀬藤委員。

委員(瀬藤太郎) 、ではなく、私は の方が、これは一番後で応用が利くといった中ですね、私は 番の方に採用した方がいいのではなからうかというような気がします。

議長(本保証喜) 村上委員。

委員(村上富二) 私もですね、この の方がいいのかなと思って、先ほどからいろいろと考えているのですけれども。

やっぱり応募をしてもらおうということは、応募の中からできたら選びたいわけですよ。ですから、そこへあまりにも小委員会の者の意見を挟むというのはどうかと思うので、そうすると よりも の方がいいのかなと。応募のあった名称を小委員会で一部修正する、その修正のところに委員の考え方が若干、入るだろうと。そんなことで、私は の方がいいなと思います。

以上です。

議長(本保証喜) ただ今、各委員からそれぞれのご意見が出されておりますけども、先ほど事務局の方から説明がありましたように、 につきましては、いわゆる小委員会が提案した名称が最終的に新町の名称に決定される可能性があるから、このことをぜひ考慮して頂きたいという説明がありました。

さらに についてはですね、名付け親大賞の資格があるかどうかという点について考慮して頂ければ、修正することによってですね。こういう説明があったところでございますので、この部分を十分それぞれ認識頂きまして、再度、意見を頂きたいと思います。

南山委員。

委員(南山弘美) 自分は選択肢があった方がいいかなと、こう考えたわけなのですが、三人三様、四人ですか。

事務局の方で、こういういろんな事例もあろうと思うのですけれども、事務局の方としては、どういう考えでおられているのか。

議長(本保証喜) 事務局次長。

次長(阿部義昭) なかなか、みなさんにご審議頂く際に、こういうご意見を申し上げ

げるのは、あれなのですけれども、先ほどのご説明の中で、蛇足として付け加えさせて頂きました点の、やはり懸念がある部分がございます。

説明の冒頭の方でも申し上げたのですが、の応募のあった名称というのが基本として、あと考え方として、先進事例の中にもわずかですがございますことから、の例もありますということで、選択肢としてお載せしたもののなのですが、ただ、その選択肢については、先ほど申し上げました懸念が若干あるということをご説明申し上げたところでございまして、事務局としてどう考えるかということについては、いわゆるが基本という程度のお答えで、お許しを頂きたいと存じます。

委員（南山弘美） それでよろしいのではないですか。

議長（本保証喜） その程度なのです。

委員（南山弘美） 応募ですから、あくまでも基準とするということで。よろしいです。

議長（本保証喜） ほかに。

若原委員。

委員（若原輝男） だから、それでを加えたらどうかということですから。

お話のようにね、基本はやっぱりだと思っんですよね、公募すると言っているわけですから。それで、公募するのだからでいいんですけど、だけではちょっと何というか、融通が利かないというか、それしかだめだよと言ってしまうと、委員会の方でこういうふうにしたら、もっと我が町の名称はいいんだなというものを生かせる場がなくなるのではないかなと思いますんで、先ほど応募をされた名称に、委員会でもそこに手を加えて、いい名称を作るということを残したらどうかということです。

それから、後段にありました、あとは賞の問題ですけど、賞は賞のところ、また検討すればいいことではないのかなと私は思うのですね。ここで、そこまで考えてしまうと選べなくなると思うのですが。

議長（本保証喜） 総務広報班長。

班長（飯田晴義） 今のご審議の内容を聞いていまして、ちょっと誤解されている面があるのではなかろうかということで、補足説明させて頂きましても、今の候補の選考対象といえますのは、この小委員会に付託されました、10点なら10点を選ぶに際してですね、これは何千点くるかは分かりません。例えば2,000点の応募があれば、そこから10点なら10点を選ぶための対象をどうするかという、そういう議論であります。

ですから、小委員会は名称を決める場ではございません。名称の基となる候補を何点かですね、それを決めまして、それを協議会に報告をし、名称を決めるのはあくまでも協議会ということになりますので、その辺のところをご承知おき頂きたいというふうに思います。

議長（本保証喜） 理解できましたか。

村上委員。

委員（村上富二） 理解できました。先ほどちょっと勘違いをしていたようですね。良いですよ、 番で私は結構です。

議長（本保証喜） 若原委員、どうでしょうか。

委員（若原輝男） よろしいですよ、はい。

議長（本保証喜） それでは、いろいろ意見があったところでございますけれども、を採用するというので、よろしいでしょうか。

（はいとの声あり）

議長（本保証喜） それでは、 を採用することに決定致しました。

<候補の選考点数>

議長（本保証喜） 次に、「候補の選考点数」について、事務局より説明を求めます。
事務局次長。

次長（阿部義昭） の「候補の選考点数」でございますが、議案の上では5点、10点、20点と記載してございますが、委員の皆さまからの何点という点数のご意見も含めまして、ご審議を頂きたいと存じます。

以上です。

議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、ご意見を頂きます。

赤津委員。

委員（赤津寛一郎） これもなかなか、簡単なようで難しいんで、申し上げるのが、なかなか難しいのですが、私は 番、10点を。点数としては 番をお願いしたいと思います。

議長（本保証喜） ほかに、ご意見ありませんか。

南山委員。

委員（南山弘美） 私は、多い方がよろしいとは思うわけなのですが、やはり中をとって10点がよろしいのではないかと思います。

議長（本保証喜） ほかに、ご意見ありませんか。

なければですね、 番の10点を採用することに決定してよろしいでしょうか。

（はいとの声あり）

議長（本保証喜） 番に決定致します。

<公募範囲>

議長（本保証喜） 次に、公募方法のうち、「公募範囲」について、事務局に説明を求めます。

次長。

次長（阿部義昭） ご説明申し上げます。 の公募方法のうち、1の「公募範囲」でございますが、 の全国から の3町村内まで、その範囲を載せてございます。

また、このほかにも3町村には、ふるさと会として幕別町が東京と札幌の二つ、更別村が札幌、忠類村が帯広ということで、それぞれ組織が設立されておりますことから、会員の特定方法や3町村間の公平性に若干の課題がありますものの、選択肢の一つに加えさせて頂きましたので、合わせてご審議頂きたいと思えます。

なお、公募範囲を決定するにあたりまして、ご留意頂きたい点と致しまして、参考資料と致しまして、資料の11ページをご覧頂きたいと思うのですが、11ページに身延町みのぶちょうの例を載せてございます。新町の名称を決定しているという囲みの中の3段目でございます。

身延町の例でございますが、全国に対しまして公募を致しましたところ 19,179件の応募がございました。その内訳は、3町村からのものが5,165件、3町村以外からのものが13,966件であったということで、このような場合には、名付け親賞、いわゆる懸賞の方が、新町以外の方になってしまうことも想定されるところでございます。

以上、ご説明終わります。

議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、ご意見を頂きます。

額縁委員。

委員（額縁太郎） 応募の範囲のことなのですが、この地の利というのですか、3町村のこの地の利を考えたときに、本当に中身を掌握している、分かっているといった中で、この 番の3町村内が適当でないかと私は思います。

議長（本保証喜） ほかにご意見ありませんか。

南山委員。

委員（南山弘美） 私も今、額縁委員さんが言われましたように、やはり自分の町の名付け親は、その町村の者が良いのではないかと思います。できれば配慮して欲しいのは、ふるさと会等の方も非常に町を想う心は強いわけでご覧しまして、その人たちにも機会を与えてやるのも必要ではないかと、このように考えます。

議長（本保証喜） 次長。

次長（阿部義昭） 公募範囲の例として、どういう項目を載せるかと、事務局的にもいろいろ検討した部分がございますが、各3町村のそれぞれの町の中におきます、ふるさと会の、いわゆる整備状況とっては失礼なのですが、名簿の管理でございますとか、その実際の活動状況等についても、若干の聞き取り等も行ったわけなのですが、先ほどちょっとご説明を申し上げました部分では、活発に活動しておられて名簿もしっかりしているふるさと会と、ほとんど休止状態の部分とか、いろいろなところがございまして、仮に今日の委員会の中でですね、この項目が選ばれました場合に、どのように周知等を図るか、若干難しい部分があるかなというふ

うには考えているところでございます。

以上です。

議長（本保証喜） 南山委員。

委員（南山弘美） そうすると、ふるさと会あたりは、代表というか、責任者という方がおりませんか。そういうところに中心に連絡を取ると。

議長（本保証喜） 事務局次長。

次長（阿部義昭） そういう方法はございますけれども、その先の名簿の確認とかです、実際の活動状況がかなり休眠状態の部分があるというところでは、いわゆる先ほどのご説明をさせて頂きましたように、若干の差と申しますか、公平性に若干問題が残るかなという部分と、その連絡の方法に難しい部分が若干あるという意味で申し上げたところでございます。

議長（本保証喜） 南山委員。

委員（南山弘美） ただ今の意見を聞きまして、3町村、 番で私はよろしいと思います。

議長（本保証喜） ほかに、ご意見ありませんか。

赤津委員。

委員（赤津寛一郎） 私も、原則はやっぱり3町村だと思います。加えて、ふるさと会というか、そういったことも、ここに提案されている割には、事務局の説明ではちょっとインパクトが弱いというか、何でそれでは載っているのかといわんばかりのことなのですが。

、プラスふるさと会とかというふうにはならないのですか、文言的に。3町村内とふるさと会とかっていうようなことはどうですか。これでいくと、 番は全く関係のない、ただ、ふるさと会ですよね。そういうような理解ですよね。

議長（本保証喜） 先ほどから事務局次長が説明しているように、今日の段階では諸般の事情からちょっと厳しいのかなと、こういうふうに判断を致しますけれども。

総務広報班長

班長（飯田晴義） これは具体的にですね、町村名を申し上げさせて頂きたいと思いますが、特に忠類村さんについては帯広忠類会ですか、持っていらっしゃるようですが、実状は活動をしておられない。しかも名簿についてもですね、整理をされていないということですね、仮に案内を会長さんなりにするとしてもですね、非常にお手間を取らせるのかなというようなことがあります。

ただ、今、提案というお話をされましたけども、考えられる選択肢としてはですね、おそらくこういうふるさと会からも募るとい、そういうご意見も出るのかなということがありましてですね、一応、選択肢の一つとしては挙げさせて頂いたのですが、実態としては、そのような状況にあるということをご理解頂きたいと思えます。

議長（本保証喜） 赤津委員。

委員（赤津寛一郎） 確かに、ふるさと会というの、外側から自分のふるさとを見てもらうためには、ずいぶんインパクトがあると思います。まして、この際、こういう新町をつくるということになると、それなりの皆さん、やっぱりふるさとの思いがあると思いますので、大変良いことだなと思うので、名簿のあれがないとなれば、致し方ないですけど、ないところはないようで、それはあれで、原則としてはどんなものでしょうかなと、私も、3町村プラスと、ふるさと会というような式にならないものかなと思ったのです。

議長（本保証喜） ですから、今、説明があったとおり、気持ち的には十分理解できますし、提案されている以上は、そういう意見があって当然だと思います。

しかしながら、ちょっとバランスのことも考えたり、いろいろ諸般の状況から、ちょっと難しいのかなという思いは、委員長として致しております。

ほかに、ご意見ございましょうか。

村上委員。

委員（村上富二） 私が忠類なのですが、忠類のふるさと会が一番しっかりしていないようなのでね。

でも、そういう場合は忠類を外してもいいと思うのです、私は。私の意見として今、言うのですから。やっぱりほかの幕別、更別がしっかりしている、そういうふるさと会があれば、やっぱり郷土を思うという気持ちはすごく大きいと思うのです。

そうすると、忠類だけ外れるかもしれないけれども、ほかも加えて頂ければいいのかなとは、私は思うのですけれどもね。

副委員長（杉坂達男） 休憩。

議長（本保証喜） 暫時、休憩致します。

14：40 休憩

14：45 再開

議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今、いろいろと休憩中に議論があったところでございますけれども、総務班長の方から説明を頂きたいと思います。

総務班長。

班長（飯田晴義） 提案させて頂いた趣旨の裏に隠された部分の、ちょっとお話しをさせて頂きたいのですけども。

選択肢としては、全国から3町村内と、基本的には四つということで挙げさせて頂きました。事務局の思いの部分としては、やはり新町の名称については、新町の

住民の方がですね、決めて頂くのが、やはり一番なのかなという思いが実はありました。

それともう一つ、いたずらに範囲を広げることでですね、あまり3町村のことを分らない人間の応募が当然多くなります。特に懸賞マニアというものが、この世には存在してしまっていて、それらを排除することができない。ただいたずらにですね、応募数だけが多くなってしまって、中身を知らない、実質的ないい名称が応募されてこないのではないかと、そういうような懸念も実はあります。

以上でございます。

議長（本保証喜） 今、事務局の総務班長の方から説明がありましたが、それを踏まえてのご意見、あれば。

赤津さん、どうですか。

委員（赤津寛一郎） ですから、私は、原点は 番でいいと思うのです。 番でいいと思うのですが、こうやって 番も出ているものですから、先ほどの論議につながるのであって。原点は、それは住民がやっぱり思いで、これは 番が絶対ですよ、何ていったって。

そんな中で、そのふるさとかがあるなんていうものですから、その部分はしても差し支えないのではないだろうかというふうな思いがあったものですから、話しただけです。

番が基本的です。

議長（本保証喜） ほかに。

委員（南山弘美） 私も 番で結構です。

委員（村上富二） 私も。

議長（本保証喜） それでは、 番の3町村内ということで、公募範囲を決定させて頂いてよろしいですか。

（はいの声あり）

議長（本保証喜） それでは、 番の3町村内ということで決定をさせていただきます。

委員（瀬瀬太郎） 議長、あのですね、これから 番だとか以降あるのですが、この提案の中で、今、言ったように、 と との付け合わせだとか、あくまでも案ですからあれなのですが、なるべく事務方の案に沿って、プラスアルファということは、本来は望ましくはないでしょうね。

どうなのですか、その辺。

議長（本保証喜） そちら辺については、皆さんの意見を頂きながら決定することですから、必ずしも一つでなければだめですよという言い方では、決してありません。

可能であれば、組み合わせの中でどうなのだろうかということは、事務局サイドからも説明を頂きながら進めていきたい、こんなふうに思っております。

暫時休憩します。

14：47 休憩

14：48 再開

<応募方法>

議長（本保証喜） 休憩を解いて、再開致します。

次に、「応募方法」について、事務局に説明を求めます。

次長。

次長（阿部義昭） 2の「応募方法」でございますが、専用応募はがき、官製はがき、封書、電子メール、ファックスなど、想定される方法を掲げてございますが、基本的に、書面として記録できるものであれば方法は問わないという形での事例でございます。先進事例もこういう考え方で進められております。

以上でございます。

議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、ご意見を頂きます。

瀬瀬委員。

委員（瀬瀬太郎） 先に確認なのですが、ここでは1点に絞らなくても、何通りかの方法でもいいんですか。

議長（本保証喜） 次長。

次長（阿部義昭） 今、ご説明申し上げましたけれども、基本的な考え方と致しましては、書面として記録的に残るものであれば、方法は問わないということで、この中の1点ということではございませんで、提案と致しましては、ここに載っている項目すべてで応募を頂くという形を想定しているところでございます。

議長（本保証喜） 赤津委員。

委員（赤津寛一郎） この2番については、応募の方法については、今、事務局が説明されたように、これ以外はそれなりの方法はないと思います。それぞれ今まで研究なされた結果、出ているのですからね、これでもう十分だと思います。

議長（本保証喜） ほかにご意見ありませんか。

よろしいですか。

（はいの声あり）

議長（本保証喜） それでは、応募方法については、 番ですね、 番とすることに決定させていただきます。

<応募用紙備付場所及び配布>

議長（本保証喜） 次に、「応募用紙備付場所及び配布」について、事務局に説明を求めます。

次長。

次長（阿部義昭） 3の「応募用紙備付場所及び配布」ですが、できる限り多くの皆さまからご応募頂けますよう、備え付けと配布を考えております。

の3町村役場等から、の十勝管内市町村役場までは、応募要領とともに応募用紙を備え付けておく場所として想定したものでございます。

、については、配布の方法ということでございまして、は、毎月発行しております協議会だよりに折り込んでの全戸配布。につきましては、本協議会のホームページに専用のページを作りまして、その中の応募様式に記入をして頂き、さらに電子メールでご返信を頂くという形を想定しているところでございます。

これにつきましても、先ほどの応募方法のご説明にございましたように、可能な限りの方法ということを想定して、お載せさせて頂いたものでございます。

以上です。

議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、ご意見を頂きます。

瀬藤委員。

委員（瀬藤太郎） から 番、全部採用していいと思います。

議長（本保証喜） ほかに。

委員（若原輝男） すみません。 は必要ないのではないですか。

ですから、 番と 番を除いて、ほかは全部お願いをしたらと思います。

議長（本保証喜） 番と何番を除く。

委員（若原輝男） 番。

議長（本保証喜） 番ですね、分かりました。

ほかに、ご意見ありませんか。

赤津委員。

委員（赤津寛一郎） 私は 番、 番で十分対応できるのではないだろうか。その方が足も運ばずに、応募用紙は手元にきちっと届くし、あとメールをやる人はメールで来るだろうし。 、 二つで。

議長（本保証喜） ほかに。

瀬藤委員。

委員（瀬藤太郎） やはり応募の数が、やはり多ければ多いほど、あとの難しい問題もあるけど、やはり応募をたくさん募ることが、このところでは大事なことはないかということで、やはりこういった広げた中の配布の仕方というか、そう私は考えるのですけど。

議長（本保証喜） 赤津委員。

委員（赤津寛一郎） 今、言われることも十分、本当にそのとおりだろうと思うのですけど、方法はあるのではないだろうかと思うのです。

例えば、私は分からないのですけど、その協議会だよりに、1通というか、1回しか書く分ではなく、何回かの連記する分を書けば、それでかなりの分野がいくのではないだろうかとも思うんですよね。

そのことについて、何か事務局で、例えば、この協議会だよりに載せるというこ

とになると、どんなような考え方しているのか。

議長（本保証喜） 事務局次長。

次長（阿部義昭） 応募のチラシ、もしくはその応募の様式、用紙の関係でございますが、この後、出てまいります応募制限のところでもございますが、一人1点にするか、もしくは一人何点以内とするかという決め方にも関連してございますが、その内容によりまして、1枚の紙に3点なら3点、5点なら5点まで書けるといふことも、もちろん可能でございますが、通常の折り込みの場合に、協議会だよりに折り込んで、別印刷で挟み込んでの配布を想定しておりますが、その場合には、同じものを何枚も入れるわけには、なかなかいかないという難しさがございまして、当然、1部の配布に1部のチラシ、もしくは折り込みという形を考えてございます。

その点数につきましては、1枚に何点というのは、この後の決めの中で可能でございます。

以上です。

議長（本保証喜） 暫時休憩致します。

今、事務局から、お見せしたい物があるそうです。

14:55 休憩

15:00 再開

議長（本保証喜） 休憩を解いて、再開を致します。

ただ今の「応募用紙備付場所及び配布について」の関係でありますけども、ご意見がありましたらどうぞ。

南山委員。

委員（南山弘美） 私の考えでは、やはり 番、 番。 番は、とにかく全戸配布されるということで、非常にやはりいいことではないかと。ホームページは、最近非常に利用も多いので、そういうことで。

番、この用紙を無くした場合、やはり役場が、それから支所、幕別さんあたりは支所ありますから、そういう所で入手することができるということで、 番もやはり考えてみる必要があるのではないかと、こう思いますけれども。

議長（本保証喜） 纈纈委員。

委員（纈纈太郎） 私は先ほど全部と、こう言ったのですけれども。

先ほどの 番の兼ね合いからして、 番は必要ないと。それ以外は採用して、多くの人に応募してもらう、その条件をつくる中では、 と を抜いた以外の候補をいかななものかなと、こう思います。

議長（本保証喜） ほかに。

赤津委員。

委員（赤津寛一郎） 私も纏纏委員のとおりでいいと思います。

議長（本保証喜） それではですね、今、意見がちょっと分かれておりますけれども、番と番を除いたものを採用するという声が多いわけですが、どうでしょう。

（はいとの声あり）

議長（本保証喜） よろしいですか。

それでは、そういうことに決定させていただきます。

<応募制限>

議長（本保証喜） 次に「応募制限」について、事務局に説明を求めます。

次長。

次長（阿部義昭） 4の「応募制限」でございますが、選択肢と致しましては、の一人1点とするか、の同一人の同一名称の応募は1点とするか、の制限をしない、の3通りがありますので、まず、これについてご審議を頂きたいと存じます。

そうした上で、以降になりますが、個人以外の応募につきまして、例えば学校、会社、サークル等の応募を可とするか否か、応募者の年齢を制限するか否か、制限ありとする場合は何歳以上とするか等につきまして、さらには、応募者の国籍を制限するか否かについて、ご審議をお願いしたいと存じます。

以上です。

議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、ご意見を頂きますが、まず、番から番までについてのご意見を頂きます。番から番までは後ほど、番から番までの決定がされれば、その後に、また意見を頂きます。

纏纏委員。

委員（纏纏太郎） 他の事例というか、どういう形が多いのか、ちょっと。

総務班長。

班長（飯田晴義） これは、一律にこうだとは申し上げられないのですが、やはり多いのは同一人の同一名称について1点というような所が多いと。この意図なのですが、例えば、一人1点としますと、非常に応募数が少なくなるおそれがあるということが懸念されます。

それとの応募点数の制限なしということになりますと、それこそ人気投票的な形になってしまいがちであるということがあってですね、同一名称については1点ですと。ただ、違う名称であれば、これは何点でも応募できますよという形がとられていると、こういう実態が多いというふうに認識しております。

議長（本保証喜） 纏纏委員。

委員（纏纏太郎） そうであれば、この三つのうちの番をお願いします。

議長（本保証喜） ほかに。よろしいですか。

赤津委員。

委員（赤津寛一郎） 先ほどもらった書き方なのですけれども、これはこういうふうになると1、2、3になっているのですけれども、1点にしたらどうですか。はがき1枚に1点で一人ずつと。村内全部に、この応募用紙はたくさんあるのですから。

というのは、あとで仕分けの段階で楽ではないかなと思うのです、1点にした方が。三つにすると、なかなか同じ名前の町名が出てくるでしょう、たくさん応募の中から。そんなような集計の仕方の分野でちらっと。そこまで我々が言うことはないのかもしれませんが。

議長（本保証喜） 総務班長。

班長（飯田晴義） 確かにそういうご懸念はあろうかと思えますけれども、集計作業はさほど難しくないというふうに考えております。はがきに基づいて、1件1件打ち込みをしていけば済む話で、あとはその整理はパソコンがやるということになりますので、できることなれば3点から5点書けるようにした方がですね、これは郵便料の点でもですね、非常に節約になるかなというふうに思っております。

委員（赤津寛一郎） はい、了解。

議長（本保証喜） それでは、ほかにご意見ありますか。

（なしの声あり）

議長（本保証喜） それでは、番の同一人の同一名称の応募は1点ということで、この番に決定させて頂きたいと思えます。

引き続きまして、番から番までですか、この関係についてご意見を頂きます。

先ほど説明があったところですが。

若原委員。

委員（若原輝男） の個人以外の応募は、これはやっぱりご遠慮願った方が良いかなと思えます。よろしいでしょうか。

議長（本保証喜） はい、番。

委員（若原輝男） それから、応募者の年齢制限は、やっぱり字の書けない人までというわけにはいかないでしょうから、大体、中学生ぐらいからが適当かなと、私は思います。だから、13歳以上。13歳以上ぐらいはどうかと思います。

それから、応募者の国籍制限あり・なしは、国籍制限ありは、なしの方が良いのではないかと、私は思いますが。

その他は特にありません。

議長（本保証喜） 今、事務局の方で補足説明をしたいということで。

次長。

次長（阿部義昭） 議案の設定上、分かりづらい表現、申し訳ございません。

のですね、応募者の年齢制限につきまして、何歳ということになりますと、なかなか早生まれ、遅生まれという関係がございまして、想定される部分と致しまして考えておりましたのは、仮に小学生以上であるとか、中学生以上であるとか、そ

ういう区分の方が分かりやすいのかなというふうに考えていたところですが、議案上、こういう形になってしまいまして申し訳ございません。可能であればそういう、小学生以上とか中学生以上、そういう決め方をして頂ければというふうに考えているところです。

以上です。

議長（本保証喜） 若原委員、どうですか。よろしいですか。

委員（若原輝男） 中学生以上ぐらいでどうかと思うんですが。よろしいですか。

議長（本保証喜） ほかの方でどなたか。

委員（瀬瀬太郎） 私も、今の若原委員と同じ意見です。

議長（本保証喜） 番の応募者の年齢制限のところ、これは「あり」ということで、中学生以上ということですか、確認しますけれども。

委員（瀬瀬太郎） はい。

議長（本保証喜） ほかに。

番の国籍の方の関係について、どなたかご意見ありませんか。

委員（村上富二） ありません。いいと思います、なしで。

委員（赤津寛一郎） 3町村の住民であれば、なしでいいですよ。

議長（本保証喜） 個人以外による応募については、この関係についてはご意見ありませんか。可か、不可か。

委員（南山弘美） 私は、不可としたいと思います。

議長（本保証喜） お聞きしました。

ほかに。

村上委員。

委員（村上富二） ここはやっぱり先ほどからもそちらの委員さんからも言われているように、なくても良いと思うのです。これは集団でやることになりますからね、やるとすれば。そうすると中にはふざけたのも結構入る可能性もありますのでね、まじめに考えてもらいたいと思えば、これはない方が良いのかなと思います。

議長（本保証喜） それでは 番の個人以外による応募、これは不可ということで決定させて頂きたいと思います。

それから 番の応募者の年齢制限、これはありで、中学生以上ということによりよろしいでしょうか。

（はいの声あり）

議長（本保証喜） 番の応募者の国籍制限は、なしということで。

（はいの声あり）

議長（本保証喜） はい。それぞれ、そのように決定をさせていただきます。

<公募期間>

議長（本保証喜） 次に、「公募期間」について、事務局に説明を求めます。

次長。

次長（阿部義昭） 議案3ページ、5の「公募期間」になりますけれども、この項目のご説明の前に、関連がありますので、議案書の6ページをお開き頂きたいと存じます。最後のページでございます。

なお、次の公募開始日及び締切り日に及ぶ部分もございまして、合わせてご説明させていただきます。

6ページに議案第3号と致しまして、「小委員会の審議スケジュール」を提案させていただきます。

1の「新町名称候補関係」ですが、ある程度の日程案を載せさせていただきます。もとより、委員の皆さまのご意見、ご判断を頂くことは当然であります。いわゆる望ましい日程として想定させていただきますので、前後致しますが、ご理解を賜りたいと存じます。

の「候補の選考方法の決定」ですけれども、本日の小委員会で決定できればということで、3月30日とさせていただきます。

の「公募期間」ですが、他の法定協議会の事例からも考えまして、短すぎず長すぎない期間ということで、1カ月程度を想定したところで。

次に、実際の公募開始日をいつにするかということになりますが、本日選考方法を決定頂きました場合は、1カ月程度の準備期間を頂きまして、最短5月上旬からの公募が可能と思われるところですが、仮に5月から公募を行うと致しますと、住民の皆さまにとりましては、新町の将来像も見えてこず、示されておらずということで、名称のイメージが沸きにくいといった問題も生じてまいります。

このため、7月に予定をされております新町将来構想関連の住民説明会が終了した後に、公募を開始することが望ましいのではないかと考える部分がございます。8月の1日、日曜日から8月31日、火曜日までの期間を案として設定させていただきます。

の「有効・無効の仕分け及び集計」につきましては、半月程度の期間があれば十分であろうと想定を致しました。

の「候補絞り込み」につきましては、仕分け、集計等の作業を終えました後、9月下旬から10月下旬の1カ月程度の間、小委員会において、候補の絞り込みを行って頂くことを想定したものでございます。

の「協議会への報告」につきましては、11月上旬に開催される協議会を想定したところであります。

以上、関連がありますので、議案第3号にわたる部分について説明させていただきましたが、これらの点にご配慮を頂きながら、ご審議をお願いしたいと存じます。

戻って頂きまして、議案の3ページをお開きください。

につきましては、郵送の場合の当日の消印、については、ファックス等の場合の受付終了時の取り決めが必要と考えて、項目を挙げさせて頂いたものでございます。

以上でございます。

議長(本保証喜) 公募期間についての説明が終わりましたので、ご意見を頂きます。

瀨瀬委員。

委員(瀨瀬太郎) 今、事務方の説明の中で、あまり長い期間になると、いろんな作業、そういったものに支障があるわけで、一番の1カ月でいいのではなからうかと思えます。

議長(本保証喜) ほかに、ご意見ありませんか。

(なしの声あり)

議長(本保証喜) それでは、一番の1カ月間ということで、決定させて頂きます。

<公募開始日及び締切り日>

議長(本保証喜) 次に、「公募開始日及び締切り日」については、先ほど説明がありましたので、直ちに意見を頂きます。意見がございましたら、どうぞ。

赤津委員。

委員(赤津寛一郎) これは先ほど説明がありましたように、8月1日というふうに理解していいのですよね。いいのではないですか、それで。

委員(若原輝男) すみません。今の、8月の前に協議会のダイジェスト版みたいなのは、出るわけですか。各戸配布の分は。

議長(本保証喜) 次長。

次長(阿部義昭) 現在、新町建設計画小委員会におきまして、新町構想の部分のいろんなご審議を頂いて進めておりますが、今の予定で、構想部分のダイジェスト的な部分を7月には全戸に配布するように、取り進めをしているところでございます。

なお、それに合わせまして、第1回のときの事業計画、失礼しました、先日の協議会の総会の際の事業計画でも申し上げましたが、そういう新町構想の部分、それから、その時点まで決まりました協定項目等のご説明を分かりやすい資料に致しまして配布するとともに、住民説明会を開催するという予定にしているところでございます。

以上です。

議長(本保証喜) お諮りを致しますけれども、一番、一番、一番、この3点とも採用するという事によろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長(本保証喜) それでは、そういうことに決定させて頂きます。

<必須要素>

議長（本保証喜） 次に、名称の条件のうち「必須要素」について、事務局に説明を求めます。

次長。

次長（阿部義昭） 7の名称の条件のうち、(1)の必須要素についてですが、新設合併の場合、の3町村の名称、の3町村の名称に含まれる文字を除外しているという例もありますことから、選択肢として記載させて頂いたところです。

なお、のひらがな及びカタカナの条件についても、ご協議を頂きたいと思えます。

の既存の市町村名にない名称につきましては、先ほど資料でご説明させて頂きました自治省照会事項にもございましたが、選考過程において問題が生じないよう、選択肢として記載させて頂いたところであります。

の使用文字、のローマ字などの除外、の公序良俗に反しないなどの条件については、一般的に必要と思われることから掲げたところでございます。

以上でございます。

議長（本保証喜） 番から 番まで説明が終わりましたので、ご意見を頂きます。

瀬瀬委員。

委員（瀬瀬太郎） ちょっと確認なのですが、この 番から 番までは、これはだめですよという捉え方でいいのですか。

議長（本保証喜） いえ、そういうことでは。採用するか、しないか。そういうことです。だめだということでは決してないので。

委員（瀬瀬太郎） はい、分かりました。

議長（本保証喜） 暫時、休憩致します。

15:21 休憩

15:33 再開

議長（本保証喜） それでは、休憩を解いて、再開を致したいと思います。

先ほどの必須要素についてのご意見がございましたら、頂きたいと思えます。

南山委員。

委員（南山弘美） この 番目なのですが、これは音読みと訓読みがあるのですが、両方だめということですね、これは。「ばく」、「こう」、「ただし」、「わかれ」。

議長（本保証喜） 事務局次長。

次長（阿部義昭） 仮に 番の要素ですね、お決め頂く前には、そういう文字の読み方も含めて、元の町村を連想させるという部分では、含まないという形では、含ま

ない方にすべきであろうというふうに考えております。

議長（本保証喜） 若原委員。

委員（若原輝男） 今の番のところのことですけれどもね、別については、割と特に北海道の場合は、別というのは一般用語ですので、地名というか、川の所はたいがい別と付いているようですので、ここはあまりこだわらないでもいいのではないのかな。

今、お話しのような、更別、幕別を想定をすることもあるでしょうけども、北海道の場合は、別は普通に用いられている用語だから、そこからそれも外してしまうと、あまりこだわりすぎるかなという感じがします。

いい名称になるような要素もあると思うので、この分は除いてもいいかなと思うんですけど。

議長（本保証喜） 南山委員。

委員（南山弘美） 私、どうせするなら全部外した方がいいと思います。別というの

議長（本保証喜） どういう、お諮り方をすればいいのかな。

先ほど、若原委員の方からは、「別」は別に問題ないのではないかということですし、南山委員の方からは、要するに外すのであれば、みんな外すというご意見ですけれども、これらに関わってのご意見があれば。

そのほかでも、全体的にもいいのですけども。

暫時、休憩致します。

15：36 休憩

15：38 再開

議長（本保証喜） それでは、休憩を閉じて再開致します。

ただ今、休憩中にいろいろご議論があったところでございますけれども、番から番まで採用するというところでよろしいでしょうか。

（はいの声あり）

議長（本保証喜） それでは、そういうことにすることに決定致しました。

<相応しさ>

議長（本保証喜） 次に、「相^{ふさわ}応しさ」について、事務局に説明を求めます。

次長。

次長（阿部義昭）（2）の「相^{ふさわ}応しさ」についてでございますが、名称を考えて頂く場合のヒント、もしくは望ましいものということで、の「読み書きが容易である名称」からですね、の「新町住民の理想、願いを込めた名称」まで、7項目を

例示させて頂きましたが、必ずしもこれらの項目がなければ、公募が成り立たないという性質のものではありませんので、いわゆるヒントの意味も含めまして、「相応しさ」という項目で例示をするという形を考えております。

以上でございます。

議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、ご意見を頂きます。

委員（瀬瀬太郎） 番から 番まで、採用でいいと思います。

（異議なしの声あり）

議長（本保証喜） 異議がないという声がありましたので、番から 番まで採用するという事に決定させて頂きます。

<応募用紙の記載内容>

議長（本保証喜） 次に、「応募用紙の記載内容」について、事務局に説明を求めます。

次長。

次長（阿部義昭） 8の「応募用紙の記載内容」についてでございますが、の新町の名称につきまして、その読み方を特定する必要があることから、ふりがなが必要と考えられるところでございます。

また、「まち」と読むのか、「ちょう」と読むのかについても、ふりがなが必要と考えられます。

の名称の意味または理由につきましても、新たな名称に対する意識を高める観点から必要と思われまますことから、提示させて頂きました。

以降につきましては、住所など、選ばれた場合の連絡や、公募範囲や応募制限によっては、確認の際に必要となりますことから、省略の可否について、ご審議を頂きたいと存じます。

以上です。

議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、ご意見を頂きます。

南山委員。

委員（南山弘美） この中の書き様^{よう}なのですけども、市と書いても可能か、町と書いても可能か。その辺はどのように捉え^{とら}ておりますか。

議長（本保証喜） 次長。

次長（阿部義昭） 確認をさせて頂きたいと思いますが、何々市という形。

現在の自治法の決まりの中では、その文字につきましては、いわゆる町村の決まりがございまして、「まち」もしくは「ちょう」と、読み方は別に致しまして、町の文字を使わなければいけないというふうに解釈できるところでございます。

議長（本保証喜） よろしいですか。

ほかに。

瀬瀬委員。

委員（瀬瀬太郎） から まで、採用して頂きたい。

議長（本保証喜） そこなのですが、一つずつ省略可か、あるいは省略不可かということがありますので、ご意見がなければ、そちらの方に入りたいと思いますが、よろしいですか。

（はいの声あり）

議長（本保証喜） それでは、番の新町の名称、ふりがなが書いてありますけども、こちら辺については省略可、あるいは省略不可についての賛否を。

委員（若原輝男） ふりがなは、付けてもらった方がいいと思います。

議長（本保証喜） はい、省略不可ということで。

それでは、番目の、名称の意味または理由。

村上委員。

委員（村上富二） これは非常に難しいところですよ。できるだけ広く集めたいとなれば、あまり名称の意味だとか理由を聞くと、少ないと思う。けども、やっぱり選んだときのその理由が何なのかということも、これは大事なことです。

けども、たくさん集まるということを考えれば、省略を可にした方がいいのかなど。私は今、ちょっとこう思っているのですが。

議長（本保証喜） そうですか。

瀬瀬委員。

委員（瀬瀬太郎） 私は反対というか、ちょっと異なるのですが。やはり、後の方に懸賞の関係で、やっぱりそういう意味も含めてですね、この名称の意味の理由を挙げた方がいいと思います。

議長（本保証喜） お二方の意見はございましたけども、ちょっと意見が分かれておりますので、ほかにどなたか。

では、番目はちょっと後回しにします。

番目の住所についてはどうですか。

委員（若原輝男） これは省略しない方がいいと思います。

議長（本保証喜） はい、省略不可ですね。

番の郵便番号。

委員（若原輝男） これは、どうでもいいですね。

議長（本保証喜） そしたら省略可。

番の氏名。

（省略不可の声あり）

議長（本保証喜） 省略不可。

年齢。

（省略不可の声あり）

議長（本保証喜） 省略不可。

電話番号。

（省略不可の声あり）

議長（本保証喜） 省略不可。

委員（若原輝男） どうでもいいのではないですか。

議長（本保証喜） どうでもいい、省略可。

性別。

委員（瀬瀬太郎） 電話は省略可ですか。

議長（本保証喜） 意見が分かれました。

委員（瀬瀬太郎） これはあと、事務方で困ることはないですか。

議長（本保証喜） 事務方、 番の電話番号に関わって。

次長。

次長（阿部義昭） 現実の中では、3町村内に限られた応募ということがございますので、通常の連絡が取れるという形であれば、検索も可能ということで、省略しても大丈夫かなというふうには考えているところでございます。

なお、申し訳ございません。ちょっと補足で説明させていただきますが、この電話番号の前に、年齢のところでは省略不可とさせていただきますが、先ほど、年齢要件ではなくて、中学生以上という形になりましたので、実際の応募の要領を作成する、記入による様式の段階では、そういうのが書きやすいような様式に変えたいというふうに考えております。

以上です。

議長（本保証喜） 事務局側では、電話番号について、今、説明があったのですが、省略可でもかまわないという見解でございます。

（はいの声あり、よろしいの声あり）

議長（本保証喜） 次に、性別。

委員（南山弘美） ここに男女と書いてあるが。

委員（若原輝男） いや、そこに丸を付けなくても有効ですよということを書いた方がいいのではないですか。そういうことですよ。

議長（本保証喜） 省略可ということで。

委員（若原輝男） なかったら失格だということではないので。

議長（本保証喜） はい、分かりました。

それでは、 番に戻ります。

村上委員

委員（村上富二） 私が先ほど発言したわけでございますから、やっぱり撤回を致しましょう。やっぱりあった方が、応募数は少なくなるかもしれないけども。

議長（本保証喜） それでは、省略不可ということですね。

分かりました。それでは、意見が各委員、一致致しましたので、番については、事務局から説明がありました、様式を変えるということでございます。

このとおり採用するものと決定することに、ご異議ありませんね。

(異議なしの声あり)

議長(本保証喜) よろしくお願い致します。

<応募にあたっての留意事項>

議長(本保証喜) 次に、「応募にあたっての留意事項」について、事務局に説明を求めます。

次長。

次長(阿部義昭) 9の「応募にあたっての留意事項」についてでございますが、の採用作品の権限の帰属は、のちの使用にあたって、あらかじめ告知もしくは定めておく必要があるものと考えております。

の応募作品の返却につきましては、応募数の多い、少ないにもよりますけれども、現実的に作品の返却は難しいと思われまことから、返却しないとさせて頂いたところでは。

の応募作品の一部修正につきましては、冒頭の選考対象のところ、一部修正をしないこととなりましたので、この項目は、不必要となるものでございます。

、同一名称の応募数の多い、少ないを考慮するか否かにつきましては、必ずしも応募数の多い名称に決定するとは限らないことから、必要となる項目であります。

の記入漏れの場合の無効につきましては、記入漏れの内容にもよりますが、応募の際の公平性や、先に検討された各種条件の確認などの観点からも、この旨を明らかにしておく必要があると考えたところあります。

以上でございます。

議長(本保証喜) 説明が終わりましたので、ご意見を頂きます。

今の事務局の説明で、番はボツということでございますので、それを取り除いた形の中でのご意見を頂きます。

纈纈委員。

委員(纈纈太郎) 理由はないんですけど、全項採用ということでいかがなものでしょうか。

議長(本保証喜) 南山委員。

委員(南山弘美) ちょっと確認しておきたいんですけども、記入漏れというのはどういうことを想定される。

議長(本保証喜) 次長。

次長(阿部義昭) ちょうどこの前段にご審議を頂きました部分での省略可、不可の部分の場合でありますとか、逆に年齢を書かない場合とか、いろんな例が出てくる

と思います。

実際に今回の市町村建設計画の関係の住民アンケートにおきましても、町村名が漏れていたりとか、年齢の欄に丸がついていないとか、そういった部分も結構ございます。

様式にして書きやすくすることが、逆に項目が漏れるという部分もございまして、その場合の規定と致しまして、記入漏れがあるものは無効となるということも告知しておかなければ、私のが入らなかったという部分のことを防ぎたいということでございます。

以上です。

委員（南山弘美） 分かりました。

議長（本保証喜） ほかに、ご意見。

若原委員。

委員（若原輝男） 番のね、ここでは全部が無効になるということではなくて、無効となる場合があるということですから、中身によってということですね。その辺、確認できればよろしいです。

次長（阿部義昭） そのとおりでございます。

議長（本保証喜） ほかに。

（なしの声あり）

議長（本保証喜） それでは、番から番まで。番を除く番までの4点について採用するというので、よろしいでしょうか。

（はいの声あり）

議長（本保証喜） そのように決定させていただきます。

<公募の周知方法>

議長（本保証喜） 次に、「公募の周知方法」について、事務局に説明を求めます。

次長。

次長（阿部義昭） 10の「公募の周知方法」につきましては、考えられる方法と致しまして、「協議会だより」から、最後の「防災無線」まで掲げさせて頂いたところであります。

なお、防災無線につきましては、幕別町にはございませんので、更別村及び忠類村における周知方法となるものでございます。

以上です。

議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、意見を頂きます。

ありませんか。

（なしの声あり）

議長（本保証喜） それでは、異議がございませんので、を採用することに決定さ

せて頂きます。

<応募先>

議長（本保証喜） 次に、「応募先」について、事務局に説明を求めます。

次長。

次長（阿部義昭） 11 番の「応募先」につきましてですが、 が協議会事務所と致しまして、住所、ファクス番号、メールアドレスなど、いずれの方法による場合も受け付けるという考えでお示しをしたところでございます。

につきましては、3 町村の役場、支所などにおきまして、応募箱を設置し、持ち込みの場合に対応するとしたものでございます。

以上です。

議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、ご意見を頂きます。

（なしの声あり）

議長（本保証喜） 異議がありませんので、原案どおり、 、 ということ決定させて頂きます。

<問い合わせ先>

議長（本保証喜） 次に、「問い合わせ先」について、事務局に説明を求めます。

次長。

次長（阿部義昭） 12 の「問い合わせ先」につきましては、その具体的な応募要領等の観点から、合併協議会事務局 1 カ所とするものでございます。

なお、「問い合わせに答えられない事項」、これにつきましては、公募の公平性を確保するため、応募のあった名称についての問い合わせなど、応募内容に関しては答えないとすることを規定するものであります。

以上です。

議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、ご意見を頂きます。

（なしの声あり）

議長（本保証喜） それでは、 番ということ決定させて頂きます。

さらに、「問い合わせに答えられない事項」、これについてはいかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（本保証喜） それでは、 番に決定させて頂きます。

<懸賞>

議長（本保証喜） 次に、「懸賞」について、事務局に説明を求めます。

次長。

次長（阿部義昭） 13、「懸賞」につきましてでございます。

最初に懸賞の名称とその内容からご審議を頂きたいと存じます。

先進事例におきましては、名付け親賞等の名称が圧倒的に多いことから、なじみやすいとも思われますので、「名付け親大賞」、「名付け親賞」、「優秀賞」と提案をさせて頂きました。

それぞれの内容につきましては、「名付け親大賞」が採用された名称の応募者の中から、「名付け親賞」が採用された名称と同じ名称で大賞の抽選からもれた応募者の中から、「優秀賞」が採用された名称を除いた名称で、協議会への選考候補に残ったそれぞれの応募者の中からはと考えているところでございます。

次に、各賞の人数と賞の金額、賞は現金か品物か、などについてもご審議を頂きたいと存じます。

以上でございます。

議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、ご意見を頂きます。

瀬瀬委員。

委員（瀬瀬太郎） この辺は大変頭の痛めるところなのですが、他の町の事例を事務方の方からご説明願います。

議長（本保証喜） 次長。

次長（阿部義昭） お配り致しました資料の7ページ、8ページ、失礼しました、10ページまでの間に、それぞれの賞金額の例とかを載せてございます。

具体的には、多いところで30万円前後、少ないところで3万円の図書券等がございますが、例えば、西東京市が名付け親賞、1番上の賞で10万円。それから、その下にございます、万場町、中里村、神流町というところですが、懸賞の項目で名付け親賞が3万円、その横の南アルプスが20万円分の旅行券、その横の山県市高富町、伊自良村ですが、10万円分の商品券等、各種の例がございます。

ただ、この中では比較的10万円の例が多いのかなというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

議長（本保証喜） よろしいですか。

南山委員。

委員（南山弘美） 確認したいのですが、これはあくまでも10点ですね。

議長（本保証喜） ちょっと、その辺を詳しく。

次長。

次長（阿部義昭） 先ほどご説明申し上げましたように、名付け親大賞は1名、名付け親賞につきましては、何点にするかをご審議頂くということになります。

さらに、その下の優秀賞につきましては、候補10点の中ですけれども、その中で、同一名称の応募等も、当然10点の中に選ばれた例えば、5位とか6位の方でも同じ名前を応募された方が何人もいらっしゃるという可能性がありますので、そ

れは 10 点ということではなくて、また何点、優秀賞にするかをお決め頂くという形になろうかと思えます。

なお、名付け親賞につきましては、先ほどご説明致しましたように、同一名称で一人は名付け親大賞、ほかの方、何名かを、同じ名前で応募されたので、名付け親賞という形に選定するということを想定しているところです。

以上です。

議長（本保証喜） 南山委員。

委員（南山弘美） ということは、人数を限定できないということですね。

親は、1 点は、はっきりするけども。

議長（本保証喜） 次長。

次長（阿部義昭） ということで、応募の数、特定はできませんが、こちらでその賞を差上げる数は、今、決めておくことで、例えば、100 人の応募があった中でも、8 名にするとか 10 名にするとかということの決定は可能かと思えますが。

委員（南山弘美） 抽選で。

次長（阿部義昭） はい、そのように思います。

議長（本保証喜） よろしいですか。

ほかに。

赤津委員。

委員（赤津寛一郎） 関連でね、先進地の事例はどうですか。商品の内容よりも、その辺の事例はどうなっているのですか。

議長（本保証喜） はい、先進事例。

次長。

次長（阿部義昭） 先ほどのご説明した部分で申し上げますと、資料の 8 ページに、同様の数が載ってございますが、その金額のランクにもよりますけれども、一般的には 8 ページの南アルプス市、こういった形の例が多いかと存じます。

優秀賞が 1 名、佳作、こちらで考えておりますのは、名付け親賞、名付け親大賞という形になりますけれども、おおむね 10 名前後、さらにその下に、何名にするかということで 20 名とか 30 名とかという例が多いかと存じます。

非常に薄く広く、50 名にしているところもございまして、かなり差はある部分ですけれども、ご判断を頂ければと思います。

議長（本保証喜） 南山委員。

委員（南山弘美） これは、予算は上げていなかったですね。

議長（本保証喜） そちら辺も含めて。

次長。

次長（阿部義昭） 予算の関係でございましてけれども、この関係の予算につきましては、当初予算には見込んでございまして、この新町名称候補選考及び議会議員定

数任期等の小委員会で、内容が決まりました段階で、時期を見て補正予算ということで、各町村にお願いをして負担金を増額とする、もしくは前回、15年度の補正予算を組ませて頂きましたが、その残額等の兼ね合いの差し引きも含めまして、後ほど決まった形の中で、さらに予算の関係でございますので申し上げますが、チラシ、ポスター、それから着払いの郵便料の経費もある程度試算した中で、そういう補正予算を組ませて頂きたいと考えております。

以上です。

議長（本保証喜） 瀬瀬委員。

委員（瀬瀬太郎） 番から 番、 番が比較的難しいところだと思うんですけど、番が1名、そして額も、先ほど現金の10万程度と。それと 番はですね、私は、最終候補に残った応募者全員の方がいいのかなと。私の意見ですから、ほかにもあるかと思えますけど。

それと現金か、その他の中では、特産品がいいのではなかろうか。

議長（本保証喜） 一応、予算措置を前提とした中での、事務方の方で腹案があればお聞きしますか。よろしいですか。

（はいの声あり）

議長（本保証喜） 総務班長。

班長（飯田晴義） 事務局の考えを申し上げますとですね、名付け親大賞につきましては、当然これは1名であると。これは決まった名称の中から抽選で1名という考え方で1名であります。

名付け親賞につきましては、決まった名称で、選から漏れた方ということになりますので、名付け親大賞も含めて10名。ですから、1引きますので9名がどうかというふうな考え方を持っております。

それと優秀賞、これは最終候補10候補ですね、10候補に残った方ということになりますので、これは20名程度がどうかというふうな考え方を持っております。

それと金額なのですが、これもやはり多からず少なからずというところがあるかと思えます。先進事例からいきますと、名付け親大賞につきましては10万円がどうかと。名付け親賞につきましては1万円。優秀賞につきましては5,000円。

これはやはり現金というのは非常に色気がないといいますが、やはり、全国で使えるような商品券的な物の方がふさわしいのではないかなというふうに考えているところであります。

以上です。

議長（本保証喜） 事務局からの、その腹案を、今、お話しを頂いたところでございますけども、復唱致しますと、名付け親大賞は1名、金額的には10万円。それから現金でなくて、その他の部分で商品券、こういった物がよろしいのではないかと。それから、名付け親賞は9名、金額的には1万円。現金その他については、そ

の他の部分で。優秀賞、これは 20 名で 5,000 円。あとは現金その他の部分では、その他ということであります。

以上のことから、再度、皆様のご意見を頂きます。

南山委員。

委員(南山弘美) この 番の人数なのですけども、ちょっといらんことなのですけども、こういう目出度い^{めでた}あれに 9 というのはどうもちょっと引かかるなど。むしろ 8 の方が。ちょっと余分なことなのですけども、その辺もちょっと。

議長(本保証喜) 事務方の方では、構わないということです。

どうでしょうか、今の南山委員の方から、9 はあまりよくないと。

結局、要するに 10 本の中から 1 本抜くから 9 となるという意味なんです、そういう意味なのです。

赤津委員。

委員(赤津寛一郎) ですから、そんなにこだわることもないではないかと思えます。僕は 10 人の中の 1 人、親にいくのだから。別にそんなにそのことについては、そうあれでないかなと思えますけどね。9 でいいと思えますよ。

議長(本保証喜) どうでしょうか、南山委員。

委員(南山弘美) 目出度いことですから、もらう方の気持ちになれば、そういうことも考えるかなと、ちょっといらんことを言いました。

議長(本保証喜) いいえ、そんなことはないです。

委員(南山弘美) それでも 10 人と、大賞とそれを 10 人とみたら、これはもう問題ないです。

議長(本保証喜) よろしいですか。

渡辺副委員長。

副委員長(渡辺春雄) ちょっと事務局にお聞きしたいのですが、今、親大賞、それから、親の 1 件は分かるのですけども、これは先ほど 10 件にすると、応募件数を先には審議されていますよね。

これは何項目か挙げた中の 10 件というわけでしょう。その中の 1 件が親となるわけであって、同名称の場合、これは 10 人以内だとすれば 9 件でいいだろうけども、これは何ぼくるか分かんですよ、同名称の場合。だから、これは残り 9 だとか云々というのは、僕は謳わない方がいいのではないかという気がするのですけど。

仮に、極端な話、10 名なかったらこれはいいのですけども、11 だとか 12 ということになれば、同じ名称がですね。あと二人はどうするのかという、こういう見解になってくるのではないですか。その辺どういうふうに。

議長(本保証喜) 総務班長。

班長(飯田晴義) 同一名称、決まった名称に応募数が多数の場合、どうするのかと

いうことであります。

親は当然1名で、その他の方については抽選ですね、9名を選ぶという考え方を持っております。

それですね、説明不足の点がございまして、仮に8名といった場合にですね、ここで9名としてしまいますと、どうしても9名を選ばなければならないということが生じてまいります。

従って、これは以内という言葉をつけまして、9名以内、あるいは20名以内というような形に訂正をさせて頂きたいというふうに思います。

議長（本保証喜） 赤津委員。

委員（赤津寛一郎） そこで、もしも大賞の部分がね、同じ名前というのはたくさん出てくる可能性だってあるでしょう。それで抽選で、それに漏れた人は親賞になるの、漏れた人は親賞という部分に当たるのかい。

次長（阿部義昭） 9人なら9人、抽選。

議長（本保証喜） 抽選を何回もやらなければならないという意味でないの。

委員（赤津寛一郎） 抽選を何回もやるような形になるね。

議長（本保証喜） そういう場合はね。

委員（赤津寛一郎） はい、分かりました。

議長（本保証喜） ほかに。

（なしの声あり）

議長（本保証喜） それではですね、事務局の腹案と申しますか、提案された内容でよろしいですか。

（はいの声あり）

議長（本保証喜） では、そういうことに決定させていただきます。

<発表方法>

議長（本保証喜） 次に、「発表方法」について、事務局に説明を求めます。

次長。

次長（阿部義昭） 14の「発表方法」につきましては、協議会だより、ホームページ、3町村広報、それと本人通知を想定しているところでございます。

以上です。

（異議なしの声あり）

議長（本保証喜） 異議がないようでございますので、 番に決定させていただきます。

<表彰等>

議長（本保証喜） 次に、「表彰等」について、事務局に説明を求めます。

次長。

次長（阿部義昭） 15 の「表彰等」につきましては、新町名称決定後の協議会の席での表彰を想定しております。

また、新町誕生の際の記念式典に出席を頂くことは、受賞者を称え、感謝の意を表すとともに、新町の一体感の醸成に寄与するものと考えているところでございます、ご提案とさせていただきます。

以上です。

議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、ご意見を頂きます。

（異議なしの声あり）

議長（本保証喜） 異議がないようでございますので、 番、 番に決定させていただきます。

<選考基準>

議長（本保証喜） 次に、「選考基準」について、事務局に説明を求めます。

次長。

次長（阿部義昭） の「選考基準」につきましては、先にご協議頂きました3ページ、7の「名称の条件」を選考の基準と同一とすることに考えているところでございます。

以上です。

議長（本保証喜） ただ今の説明のとおりでありますので、ご了解頂きたいと思えます。

<無効となる応募又は名称>

議長（本保証喜） 次に、「無効となる応募又は名称」について、事務局に説明を求めます。

次長。

次長（阿部義昭） の「選考手順」ですが、1の「無効となる応募又は名称」につきましては、 が記載内容に不備がある場合、 及び が締め切り期限後の応募ということで、応募に関して無効とする場合の選択肢を掲げたところであります。

は、先にご協議頂きました、名称の条件の「必須要素」を満たさない名称ということで、名称が無効となる条件でございます。

なお、公序良俗に反する名称につきましては、無効として判定される以前に、当然として排除されるべきものと判断されますことから、本項目から除外させていただきます。

以上でございます。

議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、ご意見を頂きます。

額額委員。

委員（瀬瀬太郎） ちょっと確認なのですが、この無効となる条件の中で、Aさんが応募したと、こういった条件に満たないから無効となりますよと。

しかし、どういうことなのか、そのことが本人に連絡はするわけですか。

議長（本保証喜） 次長。

次長（阿部義昭） 現実問題には、本人に連絡はしない、できないというふうに考えているところでございます。

議長（本保証喜） 瀬瀬委員。

委員（瀬瀬太郎） 当然、その応募者は、そのことで出したという意識があると思うんです。だから、こういう審査の前段です、無効になったということが、やっぱり分からないままに無効になってしまったということなんですけど。何か方法があればということなんですけど。

議長（本保証喜） どうして無効になったかという、個人にお知らせするということは。

若原委員。

委員（若原輝男） 今、お話しのは、無効について、いろいろ配慮することも大切なことなんですけども、やっぱり約束を守ってもらえなかったんだから、それからまた、何でもそうですけど、応募したものについて、当選発表というのは、だいたい発表を代えて当選の通知に代えますよというのが多いわけですね。場合によっては、商品を送って、それで発表に代えますというのもありますので。

そういうことも考えながら、この場合であっても、無効になったものまでわざわざ調べて、あなたのやつはこういう欠格事項があったから無効にしましたよという通知までは必要ないでしょうし、やりきれないのではないかなと思います。

そういうことで、ボツはボツにして処理をしていいのではないかなと思います。

議長（本保証喜） そのほかにご意見ありますか。

南山委員。

委員（南山弘美） これは確認ですけども、 でだらっと、先ほどの決め事から、年齢の問題、電話番号、それから性別、これがいらぬのですね、無効の条件としてね。

議長（本保証喜） 次長。

次長（阿部義昭） 先ほどの要件の中で、3ページの8番で、こういうふうを書いて頂きたいという、様式的にはお載せを致しまして、仮にその場合の省略可という項目が落ちていても無効にはしないという考え方でございます。

議長（本保証喜） ほかに。

（なしの声あり）

議長（本保証喜） それでは、 から までを採用することで、 は確認という意味ですか。

それでは、 から ということで、採用することに決定することによろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長(本保証喜) そのようにさせていただきます。

<有効・無効の仕分け>

議長(本保証喜) 次に、「有効・無効の仕分け」について、事務局に説明を求めます。

次長。

次長(阿部義昭) 2の「有効・無効の仕分け」につきましては、その判断、点検を小委員会で行うか、事務局で行うか等につきまして、ご審議をお願いしたいと存じます。

以上です。

議長(本保証喜) 説明が終わりましたので、ご意見を頂きます。

ありませんか、 か に対して、採否を諮りたいと思います。

南山委員。

委員(南山弘美) 一応、事務局で有効・無効の仕分けをして、小委員会で確認することになった方が。

議長(本保証喜) いえ、今の有効・無効の仕分けだけについての提案でございますので。

委員(南山弘美) 有効・無効の仕分け、事務局でよろしいのではないですか。

議長(本保証喜) 事務局という声がありますので、 番に決定させて頂いてよろしいですか。

(はいの声あり)

議長(本保証喜) そのようにさせていただきます。

<候補の絞込み手順>

議長(本保証喜) 次に、「候補の絞込み手順」について、事務局に説明を求めます。

次長。

次長(阿部義昭) 「候補の絞込みの手順」、3でございますが、手順と致しましては、(1)の応募数を考慮するか、(2)の考慮しないか、の二通りの方法がございます。

具体的に申し上げますと、応募数を考慮する場合は、応募数の多い名称の順に応募数を記入した一覧表を作成し、これを用いて絞り込む方法でございます。失礼致しました。応募数の多い名称の順に、その名称を記入した一覧表を作成し、これを用いて絞り込む方法でございます。

これに対し、応募数を考慮しない場合は、応募のあった名称の種類を一覧表にして、これを用いて絞り込んでいく方法でございまして、同一名称に対する応募数を伏せて行う方法と考えます。先ほどの山梨県身延町の例に置き換えますと、304種類の名称の中から選考されたという形になります。

従いまして、まず、いずれの方法で絞り込みを行うのかをご審議頂きたいと存じます。以上でございます。

議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、ご意見を頂きます。

意見がなければ、(1)、(2)について採否を諮りたいと思います。

どうでしょうか。

委員（若原輝男） ちょっと質問していいですか。

議長（本保証喜） 若原委員。

委員（若原輝男） (1)の絞り込みについてですけども、ここはどこで絞り込みを事務局がやるのか、小委員会でやるのかということがちょっとあるかなと思ったんで。

そこで、小委員会でやるとしたら、一気に絞り込みができるかどうか。応募の件数にもよりますけども、その辺、ちょっとはつきりしないなと思ったんですから、それはどこでやるか。

議長（本保証喜） 若原委員。私が今、諮りを入れたのは、(1)番と(2)番、どちらを採用するかということで、お諮りを入れたのですが。

委員（若原輝男） 失礼しました。

議長（本保証喜） 総務班長。

班長（飯田晴義） 表現的に、応募数を考慮する、しないという表現がちょっと難しかったかと思うんですけども、今回の公募に関しましては、3町村内に対して公募をするということでありませう。

そうなりますと、皆さん、非常にまじめな考えに基づいてですね、真剣に応募されてくるということが言えるかというふうに思います。

そうなった場合に、出てきた応募の数ですね、同一名称に対する数です。これを無視するというのは非常に難しいのではなからうかと。

ですから、同一名称ごとに応募数が何ぼあったかといった表を整理しまして、その比重と申しますか、応募のあった比重に重きを置きながら、選考していくのがよろしいのではないかというふうに思っております。

応募数を考慮しない場合については、一覧表を同じく作るんですが、応募のあったその作品名のみですね、同一名称に対していくつ応募があったかということ全く伏せてですね、選考していくという形になります。

その違いが、この考慮する、考慮しないにあります。

以上です。

議長（本保証喜） 今、説明がありましたように、事務局の腹案と申しますか、そう

いう考え方と致しましては、応募数を考慮する場合の 1番の方を何か強調して言っていましたか、いかがですか。

(1)番を採用するというので、どうでしょうか。

村上委員。

委員(村上富二) 1番をとというのは、(1)のことを指しているのですね。

議長(本保証喜) はい。

委員(村上富二) はい、分かりました。

議長(本保証喜) ほかに。

委員(若原輝男) ちょっと、分かりづらいですね。

応募数の多い順ということと、応募のあった名称の種類ということなんだけれども、応募数の多い順というのは、名称、例えば、幕別町なら幕別町というものの数が多かったら、その多い順ということですよ。

それから、名称の種類ということは、バラバラだということですか。無差別だということですね。

はい、分かりました。

議長(本保証喜) そうだ、そうです。

委員(若原輝男) それであればですね、私はやっぱり今の時代ですから、多い順ということで、(1)の方で取り組んで頂くべきかなと思います。

議長(本保証喜) それでは、(1)番ということで、採用することに決定させていただきます。

<応募数を考慮する場合>

議長(本保証喜) 次に、候補の絞り込み手順のうち、「応募数を考慮する場合」について、事務局に説明を求めます。

次長。

次長(阿部義昭) 「応募数を考慮する場合」とご決定を頂きましたので、ご説明させていただきますが、絞り込みの順序と致しましては、一度に候補の選考点数、先ほど決めて頂きました10点まで絞り込むのか、段階的にその候補の選考点数まで絞り込んでいくのかの二通りがございますので、いずれの方法によるかを、はじめにご審議頂きたいと存じます。

一度に候補の選考点数まで絞り込むとした場合は、上位何点の作品の中から、委員一人あたり何点を選考するのか。また、複数の作品を選考となった場合の配点は1作品1点で良いのか、配点を傾斜させる必要はないかについても、ご審議を頂きたいと思います。

具体的にご説明申し上げますと、委員一人あたり5点を選考すると決定されたと致しますと、この場合、5点の作品に1ポイントずつ投じると決める場合もござい

ますし、5点の作品の1位と評価する作品には5ポイント、以下、2位4ポイント、3位3ポイント等、順次決めていく場合もございます。

この小委員会の委員さん、合計で9人でございますので、仮に、五つの作品に1点ずつの場合には、総点数が45点となりますが、先ほどの方式で、配点を傾斜させていきました場合は、一人当たり15点となりますので、それに9人の委員さんを掛けまして、総得点が135点となります。ということで、作品間の点数差が明確に現れてくるものと考えられます。

段階的に候補の選考点数まで絞り込むとした場合におきましても、同様の観点から、その配点の傾斜、配分等についても、ご審議頂く必要があるものと考えられるところでございます。

以上です。

議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、ご意見を頂きます。

難しいですね。

若原委員。

委員（若原輝男） ちょっとつまらないことを聞いて恐縮ですけども、最初の絞り込みのときに、10点というのは、要するに1票1点ということなのか、同じ名称のは、十^{とお}あったものを1点というふうに捉えてやっていくのか。

その辺ちょっとあやふやな感じが、私としてしていますので、そうでないと、さっきの商品の関係で、人数が合わないことになってくるものですから、ちょっとお伺いしたいのですが。

議長（本保証喜） 総務班長。

班長（飯田晴義） ここの絞り込みと申しますのは、小委員会において10候補を最終的には絞り込むといえますか、10候補を選定しまして、協議会に報告するということをご決定頂きました。

その10候補を選定するにあたってですね、この については、一発でですね、10候補を選定しようという考えです。 は段階的にですね、始めにまず30なら30候補絞り込みまして、次には、また委員の皆さんで協議なり、投票をして頂いて20候補、さらに最終的には10候補まで絞り込んでいくと。

要するに段階的にいくか、一発で10候補を絞り込んでしまうかと。それを候補とするかという意味ですけども、その二通りがありますので、ご審議を頂きたいという意味であります。

以上です。

議長（本保証喜） 今、事務局から説明ありましたように、 番の関係では、一発で絞り込みか、 番の関係では、段階的に絞り込むかと、こちら辺でございます。

瀬瀬委員。

委員（瀬瀬太郎） 公平性ということになれば、 でないかなというふうに思います。

議長（本保証喜） ほかに。

赤津委員。

委員（赤津寛一郎） 私も が妥当だと思います。

議長（本保証喜） ほかに、ご意見ありますか。

（なしの声あり）

議長（本保証喜） それでは、 を採用するということで決定させていただきます。

それではですね、配点の傾斜の関係について、事務局より説明を頂きたいと思えます。

総務班長。

班長（飯田晴義） それでは、今、 の方に決定を頂きました。

その場合においてですね、小委員会の委員の皆さま、一人何点を持ち点とするかということを決めて頂きたいということでもあります。

仮に、一人1点ということになりますと、メンバーが9人ですから、9点しかないわけですね。9点で候補を絞るのかというのは非常に難しい話になってきますので、持ち点をですね、持ち点というか、選ぶ作品を1点ではなくて5作品選んではどうかというふうに考えています。5作品を選ぶとした場合にですね、それを1作品に1点ずつ付与するのかなのか。

あるいは傾斜的に、自分が1位と思うものに5点を入れて、2位と思うものに4点を入れ、3位は2点、間違えました、傾斜させてですね、5、4、3、2、1とですね、そういうようなですね、投票、配点をするかということになります。

5、4、3、2、1というような配点をしますとですね、点数的にいいますと、9人いらっしゃいますので、1人15点掛ける9で135点が総得点数になりますので、最終的に10候補を選ぶにしてもですね、かなり作品間に点数のばらつきといいますか、はっきりした意思が現れるのではなからうかというふうに思っておりますので、5作品をまず選ぶとして、その場合の配点をですね、1位と思うものに5点、2位に4点という形がよろしいかというふうに、事務局では考えております。

議長（本保証喜） 今の事務局の説明、この内容でよろしいですか。

委員（赤津寛一郎） 今の説明で十分わかりましたので。それだと納得、きちっとできると思えますね。

議長（本保証喜） そういうことで決定させていただきます。

要するに、段階的に絞り込むということで、最初に30候補、次に20候補、最終的に10候補という絞り方でよろしいでしょうか。

（はいの声あり）

議長（本保証喜） そういうことに決定させていただきます。

[議案第3号 小委員会の審議スケジュールについて]

議長（本保証喜） 次に、日程第6、議案第3号「小委員会の審議スケジュールについて」を議題と致します。

事務局に説明を求めます。

次長。

次長（阿部義昭） 議案第3号「小委員会の協議スケジュール」について、ご説明を申し上げます。

1の「新町名称候補選考関係」につきまして、先ほどの新町名称候補の選考方法のご審議の際にご説明をさせて頂きましたので、決定された内容に沿って、簡単にご説明させていただきます。

の「候補の選考方法の決定」につきましては、本日決定ということで3月下旬とし、3月30日とし、の「公募期間」は、先ほどの協議で8月1日、日曜日から8月31日、火曜日までの1カ月間とされたところです。

の「有効・無効の仕分け及び集計」は、事務局が行うということで、9月1日から9月15日という原案とさせて頂いております。

の「候補の絞込み」については、9月下旬から10月下旬という原案とさせて頂いております。

の「協議会への報告」につきましては、11月上旬に予定される協議会への報告と想定されるところでございます。

続いて、「議会の定数任期関係」につきましても、続けてご説明をさせていただきます。

はじめに、別冊資料の方からご説明をさせていただきます。

資料の13ページをお開き頂きたいと存じますが、資料のと致しまして、3町村の議会議員の条例定数と法定定数、現在の任期を記載しております。

また、新設合併後の選択肢ということで、原則の場合と定数特例適用の場合、さらに在任特例適用の場合、それぞれの場合における選挙区設定につきまして、設置選挙と次回の一般選挙の選択肢を整理させて頂いたものであります。

その内容につきまして、若干ご説明をさせていただきますが、表の見方ですが、縦には、原則、定数、在任と、選択肢として取り得る三つのケースを記載しております。

原則と定数の場合には、さらに、それぞれ三つの選択肢がありますので、選択肢ごとにその内容を記載してございます。つまり大きくは原則、定数、在任の三つがありますが、これを細分化すると、左2列目の欄になりますからまでの七つの選択肢があるということになります。

表の上段には、設置選挙と次の一般選挙で取り得る選択肢が異なりますことから、それぞれ分けて記載しております。

なお、設置選挙という言葉の意味ではありますが、新設合併の場合には関係町村が消滅し、新たに町村が設置されますことから、新町の設置に伴う選挙という意味で

使われております。

原則の場合ということですが、原則の場合には、定数については必ず法定定数以内、つまり 26 人以内で定数を定めることとなります。

そうした上での、一つ目の選択肢は、選挙区を設けずに選挙を実施することであり、

二つ目が、人口配分による選挙区を設けるという方法でございます。

そして三つ目が、人口配分によらず選挙区を設けるという方法で、これは設置選挙のときに限り、認められている方法でございます。

次に、定数特例、 の場合ではありますが、法定定数の 2 倍以内、つまり 52 人以内で定数を定めて選挙を行うという方法であります。

は、52 人以内で定めた定数を、人口配分によって選挙区ごとの定数に分けるという方法であります。

は、52 人以内で定めた定数を、人口配分によらず、選挙区に分けるという方法で、 の場合と同様、設置選挙に限り認められております。

最後が、在任特例 であり、2 年以内の期間について全議員が在任できるという方法であります。

次に、右側の欄になります「次回の一般選挙」欄ですが、 の場合には、そのまま選挙区を設けずに選挙を実施することもできますし、人口配分によって選挙区を設けることも可能となります。

の場合には、既に選挙区が設けられておりますので、選挙区ごとの定数が依然として人口配分によっていけば、選挙区定数を変えずにそのまま存続することができます。

の場合は、選挙区が設置されておりますが、選挙区ごとの定数が人口配分によっておりませんので、人口配分となるよう、選挙区定数を改正する必要が出てまいります。

次に、定数特例の になります、設置選挙の際の定数が法定定数を超過しておりますので、定数を法定定数以内とした上で、選挙区を設けずに、選挙を実施することもできますし、人口配分によって選挙区を設けることもできます。

以下、 、 、 の場合も、 と同様の方法となります。

表の説明は以上でございます、資料の 14 ページにつきましては、ただ今、ご説明しました選択肢を図式化したものでございます。

資料 15 ページをお開き頂きたいと思いますが、新設合併を選択し、合併後の人口が 2 万人以上 5 万人未満の合併についての先進事例を、表にして載せております。ご参考にして頂きたいと存じます。

資料 17 ページでございますが、先ほどの表に、今の表に表あらわしました合併先進事例につきましては、議会議員の定数、任期の取扱いに係る部分の調整方針、いわゆる

協定項目の基となる部分の調整方針を載せさせて頂いております。

資料 20 ページからは、議会議員の定数任期等の参考法令ということで、地方自治法の抜粋、次のページに公職選挙法及び施行令の抜粋、右の 22 ページでは、いわゆる合併特例法の抜粋を載せております。

なお、現在、国会で審議が始まりました合併特例法の改正、それからいわゆる合併新法の制定、さらに地方自治法の改正につきましては、議会議員の定数及び任期関係の項目は、改正もしくは制定部分に含まれておりませんので、今、お示しをしております資料と変わらないという内容ですので、申し添えたいと思います。

議案の 6 ページにお戻りを頂きたいと思います。

議会議員の定数任期関係のスケジュールについてでございますが、議会議員の定数任期関係につきましては、小委員会での審議と 3 町村議会内での協議等が、繰り返し反復される場合もあると考えられますことから、詳細なスケジュールは想定しないことと致しまして、小委員会での審議、3 町村、失礼しました、小委員会における審議完了、協議会への報告時期は、合併後の新町の姿が明らかになりつつある 10 月下旬、もしくは 11 月上旬ということで、この場では 11 月上旬ということで、お示しをさせて頂いたところでございます。

以上でございます。

議長（本保証喜） ただ今、事務局から説明がありました。小委員会の審議スケジュール、ならびに議会議員の定数任期等についての説明でありました。

説明が終わりましたので、質疑を頂きたいと思います。

額縁委員。

委員（額縁太郎） 今朝、読売新聞の中で、函館の方の合併の新聞が出て、椴法華村だとかと、村だとか、何町村だったかちょっと忘れたんですけど。

その中で、ちょっと理解できない部分があったんですけど、次回のこの一般選挙についてなのですが、今の 1 市何町村だかちょっと忘れちゃったけど、次回の選挙の中で、議員を 1 名確保するという欄が出ていたんですね。これはどういう意味を指しているのか。ここではちょっと載っていなかったんですけど、分かる範囲で。

議長（本保証喜） 総務班長。

班長（飯田晴義） 私も記事を見ていないので、あくまでも想像の範囲ということになりますけども、それはおそらく、人口配分ですね、選挙区を設けて人口配分によった場合については、一人しか出ないといいますが、極めて少数になってしまうという場合が考えられます。

というのは、函館が 30 万都市で、椴法華というは何千人しかいませんので、人口配分で議員数を配分した場合については、非常に少数になると。それに配慮してですね、1 名はまず各町村に付けますよと、小さい所に付けますよというようなことでなかろうかというふうに思います。

それが、今、出ています、いわゆる1票の重みの違憲判決にならない程度におさめて、そういう配慮をするということが載っていたのではなかろうかというふうに想像されます。

以上です。

議長（本保証喜） 瀬瀬委員。

委員（瀬瀬太郎） この中のこの資料の中でね、そういうことが記載されていないと。今の事務方の説明の中で、そうであれば、そうであれば、この中の説明資料の中で、どう捉えるかということなのですけど。

議長（本保証喜） 総務班長。

班長（飯田晴義） この小委員会の付託事項につきましては、定数特例、あるいは在任特例を適用するのかどうなのか、あるいは原則でいくのか。さらには、選挙区を設置するのかどうかといったことが付託事項になっております。

今、瀬瀬委員のご質問については、選挙区を設置するかどうかに係る部分になるかというふうに思います。そうした場合にですね、パターンのどのパターン、定数の割り振りですね、選挙区ごとの定数の割り振り、どのパターンがとられるのかということは、後ほどそういう議論になってきましたら、お示しをさせて頂きたいなというふうに思っております。

議長（本保証喜） よろしいですか。

ほかにございませんか。

杉坂副委員長。

副委員長（杉坂達男） 議会間の調整連絡もあります。昨日はそういう連絡会議をやったばかりでありますから。事務局が示しましたこのスケジュールに沿えるようなですね、議会間での協議を進めた上で、これに沿って協議するべきかと思っております。

議長（本保証喜） ほかにご意見ございましょうか。

なければですね、議案第3号「小委員会の審議スケジュール」について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（本保証喜） 異議がございませんので、議案第3号「小委員会の審議スケジュール」につきましては、原案のとおり決定致しました。

[閉会]

議長（本保証喜） これで本日の日程は、全部終了致しました。

本日の審議結果につきましては、小委員会規定第9条の規定により、次回の協議会に、私から報告をさせていただきます。

以上をもちまして、第1回新町名称候補選考及び議会議員の定数任期小委員会を閉会致します。

長時間にわたりまして、ご審議、誠にありがとうございました。
ご苦労様でした。

16 : 46 閉会

議事の経過は協議会事務局で作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

平成16年4月15日

議長（委員長） 本 保 征 喜

署名委員 瀬 瀬 太 郎

署名委員 渡 辺 春 雄